



あんしん終活講座

～大家さんの資産を守る認知症対策編～

NPO法人 都民シルバーサポートセンター 大西 統

<https://tsugusapo.com/>

当団体のご紹介



NPO法人

都民シルバーサポートセンター

活動内容：お一人さま・認知症・終の棲家・介護・相続といった高齢者の様々なお悩み相談窓口対応を行っている団体。難しい問題でも各専門家と連携し、ワンストップで解決に導きます。

所在地：世田谷区太子堂

社員数：15名

(弁護士・司法書士・行政書士・税理士・宅地建物取引士など)

<https://tsugusapo.com/>

将来、認知発症を発症したとしても
大切な資産を守るための対策を
学ぶことができる



認知症ってどんな病気？

認知症とは、脳の病気や障害など様々な原因により、認知機能が低下し、日常生活全般に支障が出てくる状態をいいます。

認知症には、主にアルツハイマー型・レビー小体型・脳血管性・前頭側頭型があり、それぞれ症状が異なります。

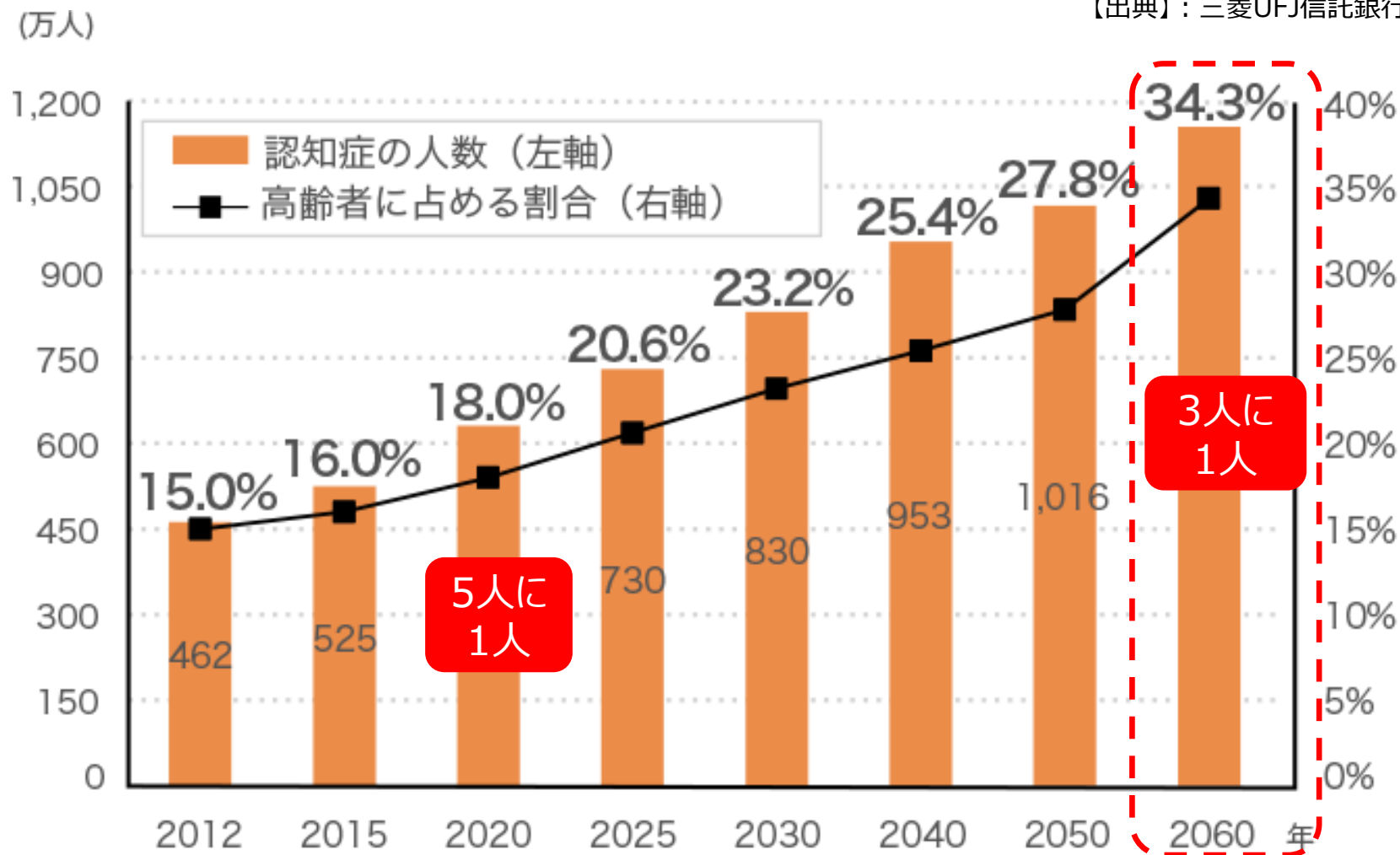
認知症発症者は、いわゆる「物忘れ」とは異なり、主に以下のような症状が現れます。

- 毎日通勤している道や自分の家がわからなくなる
- ご飯を食べたこと自体を忘れるなど
- 物忘れそのものに気付かない
- 新しいことが覚えられない（古い記憶は多少残っている）
- 暴言や暴力がみられたり、気力がなくなったりなどの性格、人格の変化や妄想がみられることがあります

認知症発症者数の現状と将来予測

■ 日本における65歳以上の認知症の人の将来推計

【出典】：三菱UFJ信託銀行HP資料



<https://tsugusapo.com/>

認知症対策となる後見制度とは

－成年後見制度の概要－

成年後見制度は精神上の障害（知的障害、精神障害、認知症など）により判断能力が十分でない方が不利益を被らないように家庭裁判所に申立てをして、その方を援助してくれる人を付けてもらう制度。

後見制度は、本人が活着ている間に効果が発揮されるもので、死亡後は効果が無くなります。また、成年後見制度には、**法定後見**と**任意後見**があります。

■成年後見制度でできること

財産管理

契約行為（売買・賃貸など）預金管理・払い戻し、年金受取、財産の処分・管理など



身上監護

買い物、各種申請、高齢者施設入居・病院入院手続き、介護サービス契約など



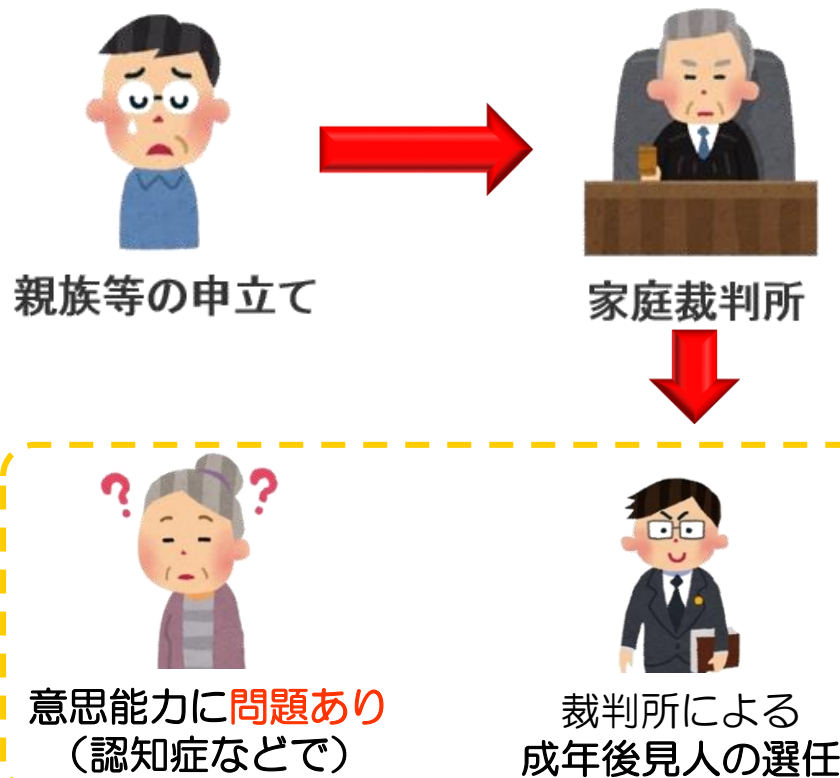
認知症が発症したからといって、**何でもかんでも後見制度が必要というわけではない。**

後見費用がかかるため、可能な範囲で日常のサポートをすることが望ましい。

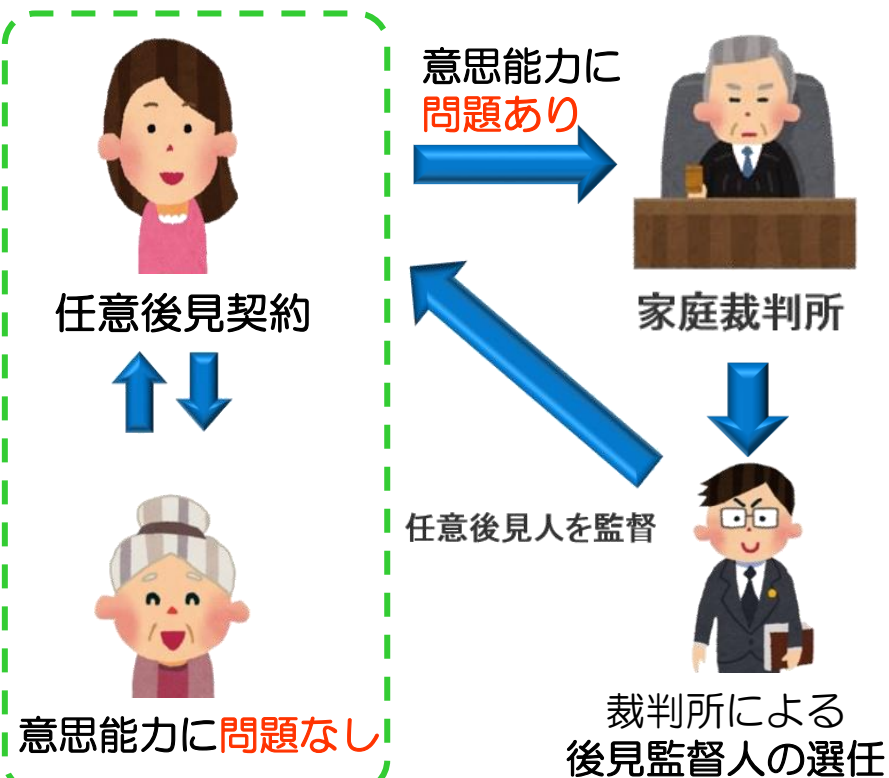
<https://tsugusapo.com/>

法定後見と任意後見

法定後見



任意後見



血の通った後見サポートを期待する場合は、任意後見制度を活用した方が望ましい。また、任意後見契約は公正証書での作成が義務付けられている。

<https://tsugusapo.com/>

任意後見契約の活用事例

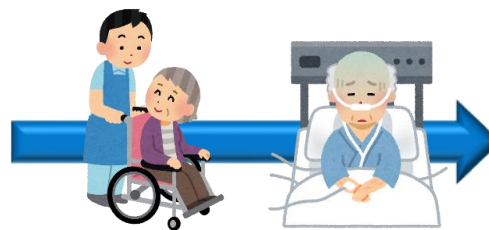
－相談内容－

身体の具合が悪く生活に制限ができてきたので、通帳管理やアパート管理などを長男に任せたいと思っている。また、判断能力も少しずつ低下してきているので、認知症発症による財産管理の不安もある。

- 解決策：財産管理委任契約より財産管理のルールを明確に。
任意後見契約により認知症発症後のサポートも可能に。



意思能力に問題なく
身体も元気



意思能力に問題ないが
身体の具合が良くない



意思判断能力に
問題あり(認知症等)

財産管理委任契約

+

任意後見契約

~~財産管理委任契約~~

任意後見人就任

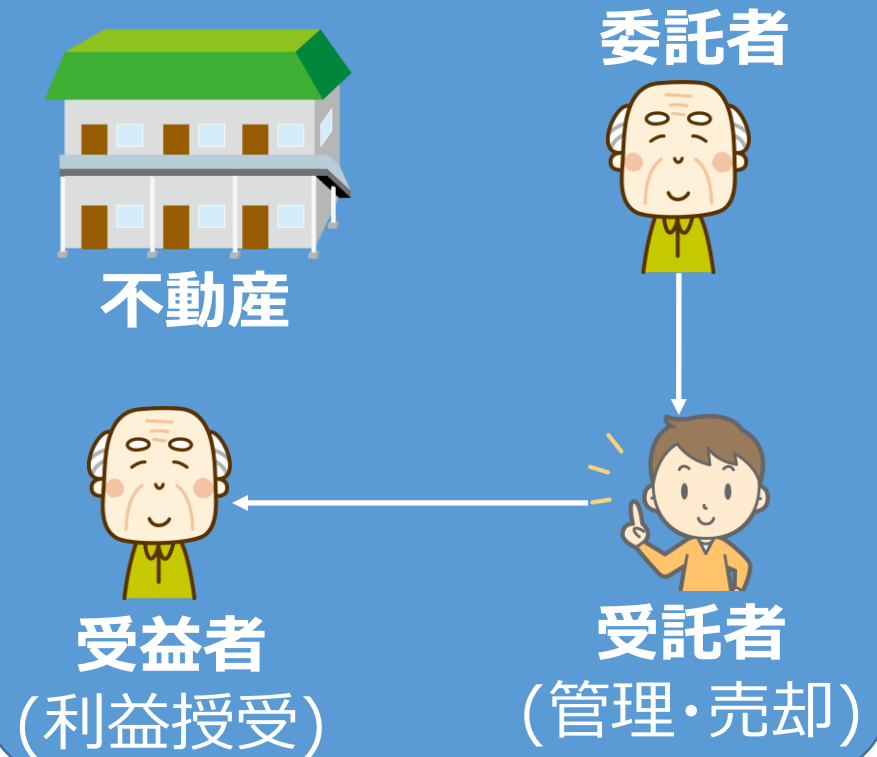
<https://tsugusapo.com/>

家族信託の活用

被後見人名義の資産



家族信託



任意後見契約も家族信託も、ご本人に判断能力がないとできないため、**認知症が発症する前になるべく早めに検討**することが望ましい。

<https://jssa.tsugusapo.com/>

後見制度にかかる費用

公正証書作成	種 類	行政書士費用	公証人費用
	任意後見契約	5 万円	2 万円～
	財産管理委任契約	5 万円	2 万円～

後見申し立て	司法書士費用	裁判所費用	
	1 2 万円	印紙代・切手代	1 ～ 2 万円
		鑑定費(必要な場合)	1 0 ～ 2 0 万円

後見開始後	法定後見人費用	任意後見人費用	任意後見監督人費用
	2 ～ 6 万円 / 月	0 ～ 3 万円 / 月 ※0円は身内の場合を想定	1 ～ 3 万円 / 月

<https://jssa.tsugusapo.com/>

まとめ

- 1 認知症は身近に起こる病です
- 2 血の通った後見を期待する場合は任意後見を活用しましょう
- 3 後見制度を発動させる場合は、本当に必要か今一度確認を
- 4 財産管理委任契約と任意後見契約はセットで行いましょう
- 5 財産の処分・活用などが有る場合は、信託を検討しましょう
- 6 認知症になる前のなるべく早い段階で対策を講じましょう

今と、その先の
ありがとうへ

継ぐサポ



ホームページは
こちら



当団体活動ブログ
随時更新！

最後までご視聴いただき誠にありがとうございました

<https://tsugusapo.com/>